第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年七月九日

国家公安委員会委員長事務代理
国家公安委員会委員
国務大臣　谷垣　禎一

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「第九号」を「第八号」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第三号」を「第三百十五条第五号」に、「第三百十九条第九号」に改め、同条第五十三号中「第五号から第七号まで」を「第七号から第九号まで」に、「第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号」を「第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号」に改める。

第二条　警備業の要件に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第百九十八条の六第十一号の四」を「第百九十八条の六第十一号の五」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第五号」を「第三百十五条第六号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十号中「第九号」を「第八号」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第三号」を「第三百十五条第五号」に、「第三百十九条第九号」に改め、同条第五十三号中「第五号から第七号まで」を「第七号から第九号まで」に、「第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号」を「第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号」に改める。

第四条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第七条第八号中「第百九十八条の六第十一号の四」を「第百九十八条の六第十一号の五」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第五号」を「第三百十五条第六号」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十号中「第九号」を「第八号」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第三号」を「第三百十五条第五号」に、「第三百十九条第九号」に改め、同条第五十三号中「第五号から第七号まで」を「第七号から第九号まで」に、「第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号」を「第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号」に改める。

第六条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第百九十八条の六第十一号の四」を「第百九十八条の六第十一号の五」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第五号」を「第三百十五条第六号」に改める。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第七条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十号中「第九号」を「第八号」に改め、第四十三号中「第三百十五条第三号」を「第三百十五条第五号」に、「第三百十九条第九号」に改め、第五十三号中「第五号から第七号まで」を「第七号から第九号まで」に、「第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号」を「第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号」に改める。

第八条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部を次のように改正する。

第八号中「第百九十八条の六第十一号の四」を「第百九十八条の六第十一号の五」に改め、第四十三号中「第三百十五条第五号」を「第三百十五条第六号」に改める。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十号中「第九号」を「第八号」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第三号」を「第三百十五条第五号」に、「第三百十九条第九号」を「第三百十九条第九号」に改め、同条第五十三号中「第五号から第七号まで」を「第七号から第九号まで」に、「第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号」を「第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号」に改める。

第十条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第百九十八条の六第十一号の四」を「第百九十八条の六第十一号の五」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第五号」を「第三百十五条第六号」に改める。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第十一条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号中「第九号」を「第八号」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第三号」を「第三百十五条第五号」に、「第三百十九条第九号」に改め、同条第五十三号中「第五号から第七号まで」を「第七号から第九号まで」に、「第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号」を「第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号」に改める。

第十二条　確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第百九十八条の六第十一号の四」を「第百九十八条の六第十一号の五」に改め、同条第四十三号中「第三百十五条第六号」に改める。

附　則

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月九日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、同法の施行の日から施行する。